

## 総務政策委員会記録

開会年月日	令和6年2月7日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時50分
出席委員名	◎辻 孝記    ○川口 浩    久保 真    鈴木豊司
	岡田善行    西山則夫    浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	なし
署名者	久保 真    鈴木豊司
担当書記	中谷圭佑
審査案件	継続調査案件    ふるさと未来づくりに関する事項 ・まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について
	継続調査案件    公共施設マネジメントに関する事項 ・伊勢市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について
	継続調査案件    自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項 ・（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果について
	継続調査案件    郷土資料館の整備に関する事項 ・伊勢市郷土資料館基本計画の策定について
説明員	情報戦略局長、情報戦略局次長、デジタル政策課長、
	文化政策課長、資産経営部長、資産経営部参事、
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	その他関係参与

## 審査経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に久保委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査となっている「ふるさと未来づくりに関する事項」外3件を順次議題とし、当局から報告、報告に対する質疑を行い、それぞれ引き続き調査を行うことを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

### ◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、久保委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

## 【ふるさと未来づくりに関する事項】

### 〔まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について〕

### ◎辻孝記委員長

それでは、「ふるさと未来づくりに関する事項」についての御報告をお願いします。

「まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について」、当局からの説明をお願いします。

市民交流課長。

### ●小林市民交流課長

それでは、「まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について」御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。始めに、「1 経過」でございます。各まちづくり協議会においては、地域の特性を生かし様々な活動に取り組んでいただいておりますが、今後においても持続可能な活動を推進していくため、市長の附属機関であります、ふるさと未来づくり推進委員会及びまちづくり協議会から御意見を頂き、まちづくり協議会の方向性や、ふるさと未来づくり資金の交付制度の見直しを行うものでございます。

次に、「2 今後のまちづくり協議会のあり方-重点活動方針-」でございます。市とまちづくり協議会が協働し、ふるさと未来づくりを推進していくに当たり、地域を取り巻く

状況の変化を踏まえ、令和7年度からの重点活動方針としまして、（1）持続的な運営、（2）計画的な事業実施・整理、（3）多様な主体との連携・参加促進、（4）自主自立性の促進、財源の確保、以上4点を重点活動方針としてまちづくり協議会へ提案し、市も共に進めてまいりたいと考えております。活動方針の詳細については、資料を御覧ください。

次に、2ページをお願いいたします。「3 活動事業費（臨時特例分）の見直し」でございます。現行の活動事業費の臨時特例分につきましては、平成29年度から令和6年度末までの制度として運用してまいりましたが、令和7年度から制度を見直しします。

（1）見直しの内容ですが、現行のものを継承する制度といたしますが、重点活動方針を踏まえ、新規性、次世代の人材育成、企業等との連携、自主自立性が重要との認識から審査項目に追加し、事業の評価をすることとします。また、採択事業につきましては、成果の発表を行うことといたします。

（2）交付上限額につきましては、現行と同様の1団体60万円とします。

続きまして、「4 集落支援員制度を活用した交付金の見直し」でございます。こちらは令和6年度からの見直しでございます。まちづくり協議会による地域の主要課題の把握・設定、地区まちづくり計画の確認・見直しを推進し、事業効果・効率を高め、また新たな財源を確保し、組織及び人材の持続性向上を図っていくための見直しでございます。

（1）に記載のとおり、国の集落支援員制度につきましては、集落対策推進を目的とした総務省の制度でございます。市町村からの委嘱を受け、行政職員と連携して集落の巡回、状況把握等の役割を担っていただくものでございます。また、この制度を活用することで、特別交付税の財政措置がございます。

（2）伊勢市の集落支援員制度（案）でございます。国の制度を活用し、①にありますように、希望するまちづくり協議会の事務局長等に委嘱することと考えております。②役割としましては、地域住民との話し合い等を通じまして、地域の実情に応じた地域コミュニティの維持・活性化対策に資する活動をしていただきます。③委嘱期間、これは1年度単位としまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。④交付金につきましては、集落支援員としての記録や報告も必要となること、また事務運営費や活動事業費などの必要経費の増加も見込まれますことから、現行の事務運営費に60万円を追加で交付することとしております。

恐れ入りますが、資料1-2を御覧ください。こちらは、まちづくり協議会に交付しております、ふるさと未来づくり資金の一覧でございます。網かけ箇所が説明いたしました見直し部分となります。

以上、「まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について」御説明申し上げます。よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

#### ◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

何点かお聞かせをいただきたいと思います。2番のところなんですけど、令和7年度からの重点活動方針、(1)から(4)ということで理解をさせていただいたんですけど、従来からの変更点というのは何かあるのでしょうか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

これまでのものにつきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の活動方針としまして設定したものでございます。これにつきましては、大きく変わるものではございませんが、今回この(1)番の持続的な運営としまして、地域を支える人材の確保、育成に取り組む、そういった目標を一つ掲げました。これは、現行の令和2年度から令和6年度までの中では研修等を進めていくということでの項目になっていたものを、人材の育成、確保につながるものと明確に文言を変えさせていただいたところでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。それと今回のこの方針なんですけど、令和7年度からの方針ということで今回提示をされるということなんですけど、なぜ今するのか。まち協のほうで、今、令和6年度のまちづくり計画を策定するというところで、そんな時期ではないかというふうに理解するんですけど、まち協のほうでこんなものを示したら、今の時点で混乱をしてこないのでしょうか。なぜ今提案するのかお聞かせいただけますか。

それと3番の活動事業費、これも令和7年度からということなんですけれども、併せてなぜ今なのか、教えてください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

現在運用しているもの、方針につきましては、先ほど申し上げたとおり令和2年度から令和6年度の5か年ということで示してまいりまして、それに基づきまして、各まちづくり協議会も取組を進めていただいていたところなんです。3番の活動事業費の臨時特例分、これにつきましても令和6年度末までということで、これまで周知も図って、計画をつくって提案をいただいていた、そういったものでございます。

今回令和7年度からの変更、今出させていただくのは、令和6年度から皆さんに制度の改正、それから方向を提案していくことで、令和6年度中に令和7年度へ向けての計画、それに盛り込んでいただくと、そういった考えもございまして、この時期にこのよ

うにお示しさせていただいたところでございます。以上です。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

意味は分かるんですけども、今、まち協では、これから令和6年度のまちづくり計画をつくっていこうという中で、令和7年度の方針を出してもらっても、まち協は困りますよ。そのように思いませんか。

◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

おっしゃられるとおり混乱ということも心配はされますけども、これまで、先ほどこの資料の中でも提示させていただいたまちづくり協議会との意見交換会、この中でも令和7年度からの制度改正に向けてということで、意見交換もさせていただいたところですので、少なくともその部分については御理解いただいている、そのように認識しております。以上です。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

まち協も理解をしておるということで了解をさせていただきたいと思います。

それから、3番目の活動事業費なんですが、平成29年度から令和6年度までの制度ということでございますが、これまでの実績は何件あったのか、ちょっと教えていただけないですか。

◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

平成29年度からの取組で令和5年度まで、全体で85件の事業に取り組んでいただいております。以上です。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。それで、令和7年度以降につきましても名称、対象項目のところなんです  
すが、臨時特例分という呼び方でよろしいんですか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

現在、そのように考えております。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に4番のところでは、(1)番の国の制度、(2)番の市の制度ということで書いて  
もらってあるんですが、これらの関連性はどうかでしょうか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

国の制度を市として活用していくものでございます。国の示している集落をまち協単位  
の地区と設定しまして、地域の活性化に資する活動を支援していく制度をつくろうとする  
ものでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ということは、要は伊勢市の制度ではなくて、今あります国の集落支援員制度を活用す  
るということで理解させてもらっていいですか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

国の制度に沿った形で、市としても実施要項を策定して取り組んでいきたいというふう  
に考えております。以上です。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それではちょっと中身なんですが、委嘱対象に事務局長等ということで、等がついておるんですが、この「等」は何を指すのか教えていただけないですか。

◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

「等」につきましては、会長、役員、それから事務局員というものも含まれるというふうに認識しておりますので、中には事務局長を配置していないまちづくり協議会もございますので、等をつけさせていただいて表示させていただいたところでございます。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に、②番の役割のところですが、見させてもらいましたら、特に特記する内容ではなく通常の役割かなというふうに思うんですけど、この委嘱の要件というんですか、これ当然個人に委嘱するわけなので、その辺の要件というか、要件があるのか、どんな内容なのか、それとこの適任者であるという判断はどなたが、どこでされるのか教えていただけないですか。

◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

おっしゃっていただいたように、ほぼおおむね同様の活動をしていただくような形になるかと思えます。適任者につきましては、あくまで地域を熟知して、地域の課題解決に向けての情報収集であったり、意見交換会を実施できる、そういった人を選出していただく必要がございますので、まちづくり協議会のほうで適任者を選んでいただく。

条件としましては、週に15時間半、集落支援員としての活動をしていただく、そういったことが条件になってまいりますので、そこも提示しながらまちづくり協議会と相談していきたいというふうに考えております。以上です。

◎辻孝記委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それと、この制度を創設するにつきまして要綱等をつくっていくのか、その辺はいかがですか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

市の要綱を策定してまいりたいと考えております。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

あと今回の交付金60万円ですが、単なる事務運営費の加算になるのかな、そんな感じで受け止めておるんですが、この支援員が取り組まれる評価というんですか、その辺はどうするのか、また評価次第では60万円の返還を求めていくというようなこともあるのかなのか、その辺はいかがですか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

この60万円につきましては、これまでの事務運営費180万円と同様に考えていきたいと思っております。評価に基づいての返還を求めるというよりは、実際今までの180万円の事務運営費と合わせての執行になりますので、この集落支援員として活動していただく時間がこれまでよりも、例えば時間外対応になってしまうとか、手当てとか、そういったことにも使える、そのように考えております。最終的に活動を行っていく上での執行残が出た場合は返還していただくと。これは、これまでの事務運営費と同じ考え方です。

活動事業費、実際課題解決に向けて活動をしていく、そういった中での活動事業費としても活用できる、これもこれまでの事務運営費を活動事業費として執行できますというこのルールと同じように考えております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後にさせていただきたいと思うんですが、今、まち協23地区あるわけですが、全地域から手を挙げてきた場合、1,400万円近く要るわけですけど、市は何を期待してこの制度を設けるのか、最後にそれだけお聞かせ願えないですか。



◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

この集落支援員の中で求められる任務としまして、地域の情報、点検、またアンケートなんかの実施や意見交換会の実施といったこと、それで各まちづくり協議会に地区のまちづくり計画を立てていただいています。

そういったものの、設立から10年ほどたってきている、その中での見直しであったり、実際活動していただいているその実施の事業の検証、見直し、そういったことを進めていただく。現在も進めてはいただいていますけども、この集落支援員ということの委嘱をすることで、さらにその辺を集中していただいで取組を進めていただきたい、そういった考えからでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。  
久保委員。

○久保真委員

鈴木委員のほうからもたくさん聞いていただいたので、かぶらない程度にちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。一番最初のところで、ふるさと未来づくり推進委員会とまちづくり協議会との意見交換会を踏まえ、ということがあったんですけども、その意見交換会の中で出てきた大きな課題というのは、先ほど何か成り手不足というようなことも言われていましたけれども、ほかにどのような課題が見つかったのか、ちょっと聞かせてください。

◎辻孝記委員長  
市民交流課長。

●小林市民交流課長

様々な御意見を頂く中で多かったというか、比較的事務運営費の不足、それからこの3番でもございます臨時特例分の継続を求めるもの、そういった意見がございました。

事務運営費については、決算だけを見ると、いろいろとやりくりをしていただいで収まっている、そういったふうにも見えるんですけども、昨今の物価高騰であったり、それから人件費的なことに使いたいけども、この事業運営費では足りないとか、そういった御意見を頂いております。以上でございます。

◎辻孝記委員長  
久保委員。

○久保真委員

結局、人手不足、事務運営費の不足ということで、このふるさと未来づくり資金の事務運営費のほうが不足しているということが大きな原因というふうに考えるんですけど、よろしいですか、それで。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

不足といえば不足の部分はあるんですけども、さらに活動を進めていく上では現在の金額では非常に厳しいという御意見を頂いています。中には、うまくやりくりをしながら金額を抑えていただいているところもございますので、そういったところも情報を共有しながら進めていきたいというふうには考えております。以上です。

◎辻孝記委員長

久保委員。

○久保真委員

その運営自体も厳しいよというような話の中で、活動事業費の基本額等の見直しというのは今後考えていくお考えはないんですか。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

現時点では、活動事業費の基本額のほうを変えにいこうということは考えておりません。その代わりにこの臨時特例分というものを使っていただいて。その中で新規性とか求めますけれども、継続していく事業の中にも、これまでの臨時特例の活用の中で定着、それからさらに発展が見込めるもの、そういったものも含まれておりますので、基本額を変えに行くのではなくて、臨時特例分として継承していくような形を今回考えさせていただいたところでございます。

◎辻孝記委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。先ほども言われた一番の目的が持続可能ということなので、やってもらえる方がいなかったら、そもそも始まらないようなことなので、しっかりとその辺はまち協さんの希望に添えるような形で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

すみません、今お2人から質問されましたので、かぶらないようにさせていただきたいと思えます。2のほうの「今後のまちづくり協議会のあり方-重点活動方針-」のほうで、先ほど鈴木委員の質問の中でも、現在もあることだとお聞かせいただきました。これの(3)の多様な主体との連携・参加促進、事業所・企業・NPO等との連携を進めるとともに、年齢や障がいの有無等にかかわらず誰でも参加できる組織・事業運営に取り組んでいくということがありますが、現在どのような取組がなされているのかお聞かせください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

これまでまちづくり協議会のイベントの実施の際には、地域の事業者や企業から協賛をいただいたり、またブース出店という形で協力いただいたりしている地域がございます。また、社会福祉協議会は市内のまちづくり協議会と連携しまして、補助金による財政的な支援、それから委員会に参加いただいたりという部分で、人的な支援を行っていただいているところでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。今、社協が深く関わっているということもお聞かせいただきましたけども、他の団体、特にNPO等々との連携はあまりない状態だと思っております。今後、連携していくためには何か案があるかと思えますが、どのような案を持っているのかお聞かせください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

今おっしゃっていただいたNPOとの連携につきましては、市、それからNPOなどの市民広域活動を支援しております市民活動センター、それから先ほど出ました社会福祉協議会、ここのボランティアセンターにも御協力いただきながら、まちづくり協議会の活動とつなぐ役割を担っていく必要があるというふうに認識しております。以上です。

◎辻孝記委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。まち協独自では、なかなかつながるといことが難しいと思っておりますので、この点は市のほうがうまく橋渡しをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、（４）の自主自立性の促進、財源の確保、将来的に自立した団体となることを目標に、市の委託事業やコミュニティービジネス等により財源の確保に努めていくとあります。先ほど久保委員のほうからも、自主財源がないもので苦しいということもお聞かせいただきました。現在ですと沼木のコミュニティーバスの委託事業とか、あと学校体育館施設の管理とかは分かっておりますが、そのほかどのような事業があるのかお聞かせください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

ほかの取組例でございますが、宮川堤の桜の時期に花見のお客さん、来訪者の受入れに関する看板の設置であったり、仮設トイレの設置、こういったものを発注する業務、そういったことを宮川堤公園の地域であります中島学区まちづくり協議会のほうに委託している例がございます。また、旧沼木中学校の清掃等の管理について、沼木まちづくり協議会のほうに委託業務として発注している、そういった例がございます。以上です。

◎辻孝記委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。ほかに桜の時期に中島地区、あと沼木地区が委託を受けているということをお聞かせいただきました。今後は、財源的な問題もありますので増やしていきたいというのはよく分かるんですが、今の状態ですとまち協自体の人員も少なく、受けても役員だけで出て、その役員たちだけで事業を行い、また多忙を極めるため今後の役員候補が出てこないという悪循環に陥ることも、そういうふうになりかねませんと思っております。

先ほどの持続可能な運営との関わりになってきますけれども、どのように人員確保や運営するのかを含めて指導や提案をしていくことも必要だと思っておりますが、何かお考えがあればお聞かせください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

おっしゃっていただいたように課題でございます。最初から中心的な役割を担っていただく人材を確保するというのは非常に難しい部分があるかと思えます。大学生なんかの若者も含めて、活動に参加する人を増やしていくことから始めて、少しずつ関わりを増やしていく、そういった形で中心的な人材の育成を図っていく必要があると考えております。

市としても、人材の確保を含めましてまちづくり協議会は地域には必要な組織でありまして、持続可能な組織となるよう地区担当職員だけでなく、今後、市職員が地域コミュニティにどのように関わるかも整理しながら、取り組んでいく必要があると認識しております。以上です。

◎辻孝記委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。若い人も入れないかんというのも分かります。また、人材確保を含めて、まち協は地域には必要な組織であり、持続可能な組織となるよう地区担当職員だけではなく、今後、市職員も地域コミュニティにどのように関わるか整理しながら取り組んでいきたいということを今お聞かせいただきましたが、ここにおられる浜口委員も予算決算で地区行事や地区の役員等、職員が積極的に出るべきとも質問されております。基本このようなことはボランティアで出てもらっていると思われませんが、職員が自主的に出るのであればよいですが、強制的に出すというのは、働き方としては問題が出てくると思えます。自主的に参加させるような情勢を醸し出さなければならないと思えますが、どのようなことを今後行っていくのかお聞かせください。

◎辻孝記委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

その点につきましては、決算の委員会のほうでも申し上げたところなんですけれども、地域を支える人材の確保ということで、20年後対策を方向として令和4年度に決定したところでございますが、その中で令和5年度から職員研修なんかを進めております。それを継続していく、そこで地域との関わりの認識を深めてもらう、それからまた業務としてもどういう関わりができるか、そういったことを継続して考えていく、そういった取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎辻孝記委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。職員研修、今もやっていることを含めてやっていきたいということですが、やはり地域に対して思いを持っていないと、なかなか職員さんも出てくれないと思いますので、その点はこれからもできる限り努力をしていただきたいと思います。

最後にしますが、このまち協ができてからかなりの年数がたってまいりました。多大な予算計上をしておりますが、大きな目に見える成果は、それほど多くはないと思っております。例えばまち協のおかげで自治区等の業務が減り、自治会役員の仕事もなくなってきて、自治会自体がえらくないから、そういうところに入ってもいいよというのが増えたとか、そういう話があればよかったです。立ち上がったばかりのときですと温かい目で見守ってほしいと言われておりましたが、そろそろ結果というものを outs なければならぬという時期になっていると思っております。

今回提案されたことを含めて、もう一段階上のまち協にしなければならないと思っておりますので、できるだけ早い時期に、まち協の役回りやシステムをもう一段階上のステージに上げていただきたいと思いますので、その点を申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について」を終わります。

「ふるさと未来づくりに関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

**【公共施設マネジメントに関する事項】**

**〔伊勢市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について〕**

◎辻孝記委員長

次に、「公共施設マネジメントに関する事項」についての御審査を願います。

「伊勢市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について」、当局からの説明を

願います。

資産経営部参事。

#### ●丸山資産経営部参事

それでは、「伊勢市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について」御説明申し上げます。説明は資料2-1に基づいて行いますが、資料2-2として指針(案)を添付しておりますので、併せて御確認ください。

資料2-1を御覧ください。まず「1 趣旨」でございます。公共施設等の整備等に当たり、限りある財源を効率的かつ効果的に使用することは、厳しい財政状況にある国及び地方公共団体において大きな課題の一つとなっております。このような中で民間の経営能力や技術的能力を活用することで財政的な課題を解決するとともに、市民サービスの向上や経済成長の実現に向けて、PPP/PFI手法の導入が求められております。

当市におきましても、PPP手法のうち指定管理者制度やネーミングライツなどを進めてまいりましたが、国がPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定を行い、人口10万人以上の地方公共団体に対し、令和5年度末までに優先的検討規定を策定するよう求めたことから、当市におきましても指針の策定に至ったものでございます。

次に、「2 優先的検討指針に定める主な内容」でございますが、各項目の末尾に括弧書きで資料2-2指針(案)の該当ページを記載しておりますので御参照ください。

まず、(1)検討の開始時期につきましては、①、②のとおり公共施設整備の基本構想、基本計画等の策定や施設運営等の見直しのタイミングとなります。

次に、(2)検討の対象事業は、①にあるアまたはイに該当する事業のうち、②のアまたはイのどちらかを満たしている事業で、例えば新たな公共施設の建設に当たり、設計や工事などに10億円必要となる場合や、会議室やホールなど利用料金の徴収を行う施設のうち年間の運営費が1億円必要となる施設において、運営の見直しを行う場合などが検討の対象となります。

なお、対象事業費の基準につきましては、他市の状況や先行事例を参考として、国から示されております指針と同額といたしました。

次、2ページをお願いいたします。(3)検討の方法でございます。手順としましては①から②、③と進めてまいります。それぞれの検討内容としましては、まず①のとおり、それぞれの事業に適したPPP/PFIの手法を選択し、②の簡易な検討において従来の手法と①で採用した手法との費用総額の比較を行った結果、採用手法の導入が適している場合には、③のとおり外部コンサルタントの活用などにより、より詳細な検討を行うことで最終的な導入の適否を判断することとなります。

最後に「3 導入時期」でございますが、令和6年4月1日を予定しております。

なお、導入時期の下に記載のとおり、現在着手している事業については対象外といたします。

以上、「伊勢市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

御説明ありがとうございます。趣旨によるお話しされたことはごもっともなことで、公共施設等の整備等に民間の資金や経営能力を導入するというのは、とても大事なことやというふうに私も思っています。

国の令和5年度末までに優先的検討規定の策定を求めたことということで、当市においてもPPP/PFI手法導入を優先的検討指針と定めることになったということなのですが、この優先的検討に定める主な内容の中の、これによって市の公共施設整備事業に着手をしていない事業はどのようなものが該当するのか、この10億円、1億円というのがあるんですけども、ちょっと教えてください。

◎辻孝記委員長

資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

今現状で行う予定のあるものとしてはございませんけども、例えば施設、類型別計画の中でございます伊勢文化センターでありますとか、その他複合施設等を建設するときには対象になってくるものというふうに考えております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

指針の内容自体は全く異論はないんですけども、PPPの説明の中で公民連携ということで聞き慣れない言葉が出てきております。私は官民連携のほうがふさわしいのかなというふうに思っておるんですが、双方とも同じ意味で用いられるわけですが、公民連携といいますのは、民間主導で公共サービスを提供するスキーム、いわゆる民間主導型、それから官民連携といいますと、行政と民間が行政主導の下で公共サービスを提供するスキームということで行政主導と、若干相違があるのかなというふうに思っております。

それで、一昨日の産業建設委員会で示されました水道事業ビジョン、こちらにつきまして、現状の課題の中で包括委託などを含めた官民連携の方向を検討する必要があると。それから実現方策という中でも様々な官民連携手法の導入の可能性について、先進事業体の事例を調査研究して、適用性について検討していくということで官民連携ということでうたわれておりますので、できましたら、そういう意味から公民連携ではなくて官民連携という表現のほうがふさわしいのかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方だけ教えていただけないですか。



◎辻孝記委員長  
資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

P P Pの日本語表記というものにつきまして、各他市の状況なんかを見ておりますと、官民連携、公民連携と両方あるような現状でございます。ですので、ちょっと国のほうの表記を確認させていただいて、そちらのほうに合わせていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。  
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、自由討議を終わります。

以上で、「伊勢市P P P / P F I手法導入優先的検討指針の策定について」を終わります。

「公共施設マネジメントに関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

**【自治体D X（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項】**

**〔（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果について〕**

◎辻孝記委員長

次に、「自治体D X（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」についての御審査を願います。

「（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果について」、当局からの説明を願います。

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

それでは、「（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果

について」御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。これは、令和5年11月22日の総務政策委員会におきまして御協議いただきました構想（案）について、パブリックコメントが終了しましたので、その結果を御説明させていただくものでございます。

1の（1）パブリックコメント実施の概要につきまして、①から②のとおり令和5年12月1日から1か月間、伊勢市に在住されている方や通勤、通学されている方を対象に実施いたしました。③の周知方法といたしましては、市ホームページや公式LINE等で周知し、市内20か所に縦覧場所を設け意見募集を行いました。

（2）意見募集の結果につきましては、お1人の方から1件の御意見を頂戴いたしました。意見の内容については、2ページから3ページに記載のとおりでございます。内容としては、デジタル技術への不安やセキュリティ対策に関することとございました。

本構想におきましては、デジタルに不安や苦手意識を抱える方に対応すること、適切なセキュリティ対策を講じることを基本原則や取組の方向性に記載しておりますので、意見を受けての構想案の修正はございません。頂きました御意見につきましては、スマートシティの取組を進めていく上での参考にさせていただきます。

なお、本件につきましては、パブリックコメント実施後の令和6年1月16日に第4回スマートシティ伊勢推進構想策定委員会を開催し、御了承いただいております。

本日御協議いただいた後、本構想の策定、公表と進め、関係団体や市民の皆様幅広く周知し、スマートシティの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、「（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果について」御説明を申し上げます。御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）のパブリックコメントの結果について」を終わります。

自治体DXにつきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

## 【郷土資料館の整備に関する事項】

### 〔伊勢市郷土資料館基本計画の策定について〕

#### ◎辻孝記委員長

次に、「郷土資料館の整備に関する事項」についての御審査を願います。

「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」、当局からの説明を願います。  
文化政策課長。

#### ●増田文化政策課長

それでは、伊勢市郷土資料館基本計画の策定につきまして御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。始めに、「1. 郷土資料館基本計画策定委員会の設置・開催」でございますが、基本構想及び基本計画の策定に関する事項を調査・審議いただくための委員会を令和5年12月19日に設置し、同日に第1回委員会を開催いたしました。本委員会では、基本構想に関する御審議をいただきました。

次に「2. 基本構想（案）」を御覧ください。枠内の内容は、基本構想（案）に記載する項目等を抜粋したものでございます。施設の概要、背景から始まり、現状の課題を整理し、郷土資料館の目指すべき姿として基本理念と基本方針にまとめる構成としております。

続いて「3. 今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。先月1月に第2回委員会を開催し、基本構想と基本計画の御審議をいただきました。このうち基本構想の内容につきましては、委員会としておおむね御了承いただきましたので、今後は基本計画の内容についての審議を中心に進めてまいります。そして、7月頃に予定しておりますパブリックコメントを経て、8月を目途に基本構想・基本計画を策定し、建物改修設計と展示設計に着手したいと考えております。

令和7年度には建物改修工事と展示工事を行い、年度内の開館を目指したいと考えております。

以上、「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」御説明申し上げます。よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

#### ◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

西山委員。

#### ○西山則夫委員

基本構想・基本計画の審議はこれから実施されるということで理解をしておいて、少しフライングぎみになるかも分かりませんが、1点だけ。常設展示と企画展示というものがあると思うんですけども、それらの割合というのはどのように考えてみえるのか、審議会の前で申し訳ない、答えられる範疇で結構ですので教えていただきたいと思います。

#### ◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

博物館におきまして展示の主たるスペースを占めますのが、期限を設けずにいつでも見ることが可能な常設展示ということになってまいります、テーマに沿って一定期間、資料を展示するような企画展示のスペースにつきましても設けたいと考えております。旧郷土資料館におきましても、1室はこうした企画展示用のスペースを設けておりました。具体的な配置や動線につきましては、今後の基本計画の中で検討してまいります。以上でございます。

◎辻孝記委員長

西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございます。私も以前の郷土資料館を拝見したことがないので、大変申し訳ないです、スペースがどれだけあるというのがちょっとよく分からなかったものですから。

いずれにしても常設展示というのはずっと、365日展示をされるということと、企画展示というのは一定期間の展示ということになるので、場合によってはスペースが、常設展示がずっと大きくて企画展示が少なく、あるいは逆になるかも分かりませんが、そこら辺のあんばいによって展示物が変わってくるという可能性もありますので、そこら辺は審議会で十分御議論いただければいいと思うんですが、そういう意見もあるということだけ少しお含みおきいただきたいと思います。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

副委員長。

○川口浩副委員長

1点だけお伺いします。これもちょっと前のめりの質問になるかもしれないんですけども、例えば二見町松下の旧教育機関に仮置きされている収蔵品などがあるかと思うんですけども、その中からどれを選んで展示していくかなんていう作業は、具体的にどのようなスケジュールで考えていらっしゃるのか。もし現時点でお分かりであれば教えてください。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

現在、郷土資料館の基本構想・基本計画を策定中でございますが、この基本計画策定におきましては、大まかなジャンルですとか展示品の種類というものを考えることになろうかと思っております。その後で具体的な展示品等につきましては、展示の実施設計の段階におき

まして、個別具体的にレイアウトも含め考えていくことになろうかと思えます。以上です。

◎辻孝記委員長

副委員長。

○川口浩副委員長

分かりました。その選定をしていく具体的な人員というんですか、スタッフというんですか、どういう方になるのでしょうか。

◎辻孝記委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

具体的な資料の選定に当たりましては、私どもの文化財係を中心に考えていくことになろうかと思えます。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、自由討議を終わります。

以上で、「伊勢市郷土資料館基本計画の策定について」を終わります。

「郷土資料館の整備に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

以上で本日御審査願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

上記署名する。

令和6年2月7日

委 員 長

委 員

委 員